

「裁判員経験者の意見交換会」議事要録

1 日 時 平成26年12月9日（火）午後2時30分から午後4時まで
で

2 場 所 静岡地方裁判所沼津支部裁判員候補者待機室（1階）

3 参加者等

司会者 安 浪 亮 介（静岡地方裁判所長）

裁判官 宮 本 孝 文（静岡地方裁判所沼津支部刑事部総括判事）

検察官 藤 嶋 由美子（静岡地方検察庁沼津支部検事）

弁護士 田 上 悠（静岡県弁護士会沼津支部所属）

（裁判員経験者1番は、欠席）

裁判員経験者2番 30代・男性・会社員

（裁判員経験者3番は、欠席）

裁判員経験者4番 70代・男性・リゾートマンション管理人

裁判員経験者5番 50代・女性・塾講師

裁判員経験者6番 40代・男性・専門学校教員

4 議事要旨

【司会者】

静岡地裁所長の安浪です。裁判員経験者の皆さんには、本日お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

実は本日は、6名の方の御出席ということで準備をしておいたんですが、今日になってからの方も含めまして、お二人の方が差し支えで出席できないということになりまして、4名の方々での開催ということになりました。

裁判員制度の施行から5年が過ぎまして、これまでのところ、裁

判員の皆様の御理解と御協力によりまして、おおむね順調に運用されてまいっているというふうに思いますが、なお改善すべき点もあろうかと思えます。

本日は、裁判員制度を更により良いものとするために、実際に裁判員裁判を経験された皆さん方から、率直な御意見、あるいは、むしろ辛口の御意見を伺わせていただけたらなというふうに思う次第であります。

裁判員の御経験をされた直後に、いろいろ感想、御意見を持たれたと思いますが、また少し時間を置きまして、この時点で裁判員の経験についてどんなふうに思っていらっしゃるか、少し振り返ったこの時点でお話を伺えればなというふうに思う次第でございます。

私どもといたしましては、これからも裁判員制度の改善のために、法曹三者一丸となって努力してまいりたいと思っているところでございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

この後の進行につきましては宮本部長の方をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

【裁判官】

宮本でございます。よろしくお願いいたします。早速ですが、参加者の皆さんから一言ずつお願いいたします。まず、裁判員裁判の裁判員経験者の皆さんから、自己紹介を兼ねて、担当した事件の罪名と自白、否認の別、裁判に関与した期間を御紹介ください。

それでは、2番の方ですかね、お願いします。

【2番】

2番です。事件の罪名は、強盗強姦、強姦致傷、住居侵入、窃盗です。自白事件で、審理期間は四日間です。

前から少しは興味があったので、やってみようかなという気はあったので、そういうチャンスがあったので、できて良かったなと思っています。

【裁判官】

それでは4番の方。

【4番】

私の参加した裁判員裁判は、24年の確か3月ですね。この事件というのは、被告人が二人、それから被害者が一人と。裁判の前に、既にもう示談が済んでいらして、かといって、示談したからいいというわけでは、もちろんないんでしょう。それで四日間の裁判を経験しました。自白事件ですね。

当然のことながら初めての参加でありますので、法律用語一つにしても、聞いてはいるんですけど、本当の意味合いというものが分かっていなくて、随分裁判長にも私から質問した経緯があるんですが、結果的に参加してみて、軽微な事件ではありましたが、もう少し早く終わるのかなと頭の中で思っていたんですけど、いろいろ証拠、あるいは弁護人の弁護その他、四日間の日数を費やすということで、軽微な事件とはいえ、大変なことなんだなというふうに思いました。

それで終わって、その事件の内容が比較的軽かったのも、すっかり半年ぐらいたつと、頭の中、離れておりました、時折新聞を見ますと、裁判長の裁判の記録が出ていますので、それを見させていただくということもありますし、担当した事件と比べて、ああ、やっぱり重かったのかな、軽かったのかなとか、そういう比較をしながら今日に至っておりました。

結果として、この裁判員裁判に参加して良かったと思いますし、これから参加される方も、大いに経験されたらいいと思います。

以上でございます。

【裁判官】

5 番の方。

【5 番】

5 番です。今の 4 番の方と同じ事件で、強盗致傷で自白事件でした。審理期間は四日間ということで、参加させていただいて良かったです。

おはがきを頂いたときには、抽選でと書いてありましたので、まさか当たるとは思っていなくて、家族の者も、えーみたいな感じだったんですけど、そもそも裁判所に来るとのことや、裁判所の方、裁判長さんとか弁護士さんとか、そういうプロの方というか、テレビで見ている以外の実際の方にお会いして、ああ本当に、そうやって世の中って動いているんだなというのは、本当に新鮮な気持ちでした。

事件的には、さっきお隣の方がおっしゃったように、人が亡くなったりとか、何かもうすごい、テレビで見ているような、血を見るような、そういうものじゃなかったんですけども、けがをされたりであるとか、物がなくなったり、お金がなくなったりとか、あつてはならない事件でしたので、そういうものが、今後、世の中から減っていくといいなと思いました。

関わっていた方たちが若い方だったものですから、何か、早く更生して、御家族はどうかなと、その後もそのことがすごく心掛かりでした。

以上です。

【裁判官】

それでは6番の方，お願いします。

【6番】

6番の者です。事件の罪名は，強制わいせつ致傷，それから強制わいせつ。2週間のうちに，この二つの事件を起こしたという被告の事件でした。自白，否認の別は否認事件ということで，審理期間は四日間でした。

四日間の審理だったんですけれども，この裁判員裁判に参加してみても，この裁判に関わる費用とか時間とか手間とか，ものすごい，これがもう1件や2件じゃないわけですから，相当なものなんだろうなということを，まずは感じました。

あと，その裁判，特にこういう強制わいせつ致傷とかそういったものというのを，事件には重いも軽いもないんじゃないかなという。要するに，被害を受けた方は，著しく人格とか，あるいは尊厳を傷付けられたわけですから，どんな刑名が出るとしても，それを回復できる，心の受けた傷とか被害なんかを回復できるものではないんじゃないかなという，今もまだそんなふうに感じております。

あと裁判の間は，いろんな自分に置き換えて，例えば，この被告人の家族だったらどんな気持ちだろうとか，被告人本人だったらとか関係者だったらどんなということを，裁判の最中にも何かいろんなことに置き換えて考えることができても，大変有意義だったと思います。ありがとうございました。

【裁判官】

それでは参加されている法律家の皆さんから，一言ずつお願いし

ます。

まず田上弁護士，お願いします。

【弁護士】

弁護士の田上と申します。本日はお忙しい中，裁判員経験者の皆様方お集まりいただき，ありがとうございます。

常日頃から私たち，裁判員裁判を担当するに当たっては，どうすれば裁判員に分かりやすく伝えることができるのかということの研究して，法曹関係者の間では議論を重ねているところではあるんですけれども，今日はこうして皆様方の生の声を聞ける貴重な機会だと思っておりますので，ぜひ率直な意見を頂戴できればと思います。オブザーバーの弁護士も数名おりますので，ぜひ率直な意見を聞かせていただければと思います。

お願いいたします。

【裁判官】

それでは藤嶋検察官，お願いします。

【検察官】

沼津支部検察官の藤嶋と申します。よろしくお願いいたします。

私は沼津支部には今年の4月から勤務しております。沼津に来るまでは，主に捜査に携わることが多かったものですから，裁判員裁判に関わることはほとんどなかったんですけれども，沼津支部において何件か経験させていただきまして，どのような主張，立証であれば分かりやすいものになるのか，試行錯誤しながらやってきたところでございます。

本日質問を考えているのは，量刑についてのことだとか証拠調べの方法などのことについて考えているところなんですけれども，それら

の点については、毎回、こういった事件についても、どのように主張していくのかというところは悩みどころでございますので、本日は裁判員経験者の皆様から意見をお聞きできるということで、貴重な機会であると感じております。

普段、検察官が裁判員の皆様と直接お話をすることはありませんので、今日の機会に、疑問に思っている点など、率直な気持ちをお聞かせいただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

【裁判官】

私は24年4月に沼津に着任いたしました。それから相当数の裁判員裁判を経験してまいりました。その都度、振り返りを行って、反省などをしてしておりますが、残された課題は多いというふうに考えております。

本日は裁判員経験者の意見交換会ということで、実際に裁判員裁判を経験された皆さんから御意見をお伺いするというので、また違った視点からの振り返りを行うことができるのかなというふうに考えております。

先ほど田上弁護士の話にもありましたが、どうか、忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

若干重なるかもしれませんが、意見交換会に入ります前に、裁判員経験者の皆さんから、裁判員裁判を経験してみたの全般的な感想といったようなものを、お聞かせいただけないでしょうか。重なってもかまいませんので、お願いいたします。

それでは、また2番の方からお願いいたします。

【2番】

2番です。裁判員裁判というのを1回はやってみたいなという気持ちはあったので、そういう、来てくださいというのが来たときはびっくりはしたんですけど、こういう機会はないなと思って。抽選もあるし、それで落ちたらしょうがないなという感じで、一応出られるということで申し込んだんですけど、それで抽選で当たって参加できることになって、いろいろ難しいことばかりで不安はあったんですけど、一つ一つ丁寧に説明してくれたので、短い期間だったんですけど、それなりに理解できたというか、感じるが多くて、良かったなということが一番ですね。

【裁判官】

例えば、裁判員裁判を経験する前と後で、裁判員裁判に対する印象の違いであるとか、それから裁判員裁判を経験したことで、その後の生活等に変化があったこととか、そういったことはいかがでしょう。

【2番】

まあ当たり前のことですけど、そういうのを経験してみて、被告人の立場になってはいけないんだなというのも、確実に理解したじゃないですけど、そういうことはいけないんだなというのを実感できたというのが第一で、それが一番最初に思ったことで、こういうこともいろいろ経験するのはいいことだなというのが思いました。

【裁判官】

それでは4番の方、お願いします。

【4番】

ただ今の方もお話しされたとおり、裁判員裁判が始まって5年と

ということで、ある日突然、裁判員裁判の案内のようなものが送られてきて、それは確か半年ぐらい前だと記憶しておりますが、その中に、裁判員裁判とはこういうことだとか、あるいはDVDが入ってイまして、それを何回か見て、読んで、ああ、裁判というものはこういうことをするのだということが、大ざっぱな理解としてはしました。ただ、その抽選で当たると、もうもちろん半分半分ありまして、3か月ぐらい前になって、法律用語で呼出しというふうなことだというふうな、何か悪いこととして呼び出されるみたいな感じもしなくもないんですが、そういう用語なので、それはそれでいいんですけれども、来て、いよいよもって抽選だということで、50人ぐらいいらしたのかなと思いますが、その中の9人に選ばれたということで、いよいよもって裁判員裁判に参加するんだということで、また改めて、そのガイドブックなりDVDを見たり読み返したりして、どういうふうなことが実際に行われるかというのはもちろん分からないし、その法律用語も、さっき申したように、目では見ているんですが、本当の意味合いというのは当然分からないわけで、私が裁判長に質問したのは、全くお前、何考えているんだと言われることになるかもしれませんが、懲役何年、執行猶予何年と。執行猶予は、だからいずれその懲役というのは科されるんだなと思ったら、いや、そうじゃないんだと。執行猶予というのは、その間に何事も起きなければ、その懲役刑はキャンセルされるということが分かったと。

そういうふうな全く無知な状態で参加しましたが、四日間を通して、検察の方、弁護人の方、それから被告人、それから被告人に関わる手助けをされるような方も大勢発言されて、確かに裁判

というのは、重大なことであれ軽微な裁判であれ、いろんな方が関わり合って一つの方向性を見付けるということでは大変なんだなというふうなことが、実感としてよく理解できました。

今後もおそらく、いろんな方がこの裁判員裁判に出られると思いますが、その中には重大な殺人事件もあるのかもしれませんが、私が参加させていただいた軽微なものもあるかもしれませんが、一人でも多く経験されることを希望する、そういうふうに感じました。

以上です。

【裁判官】

それでは5番の方。

【5番】

経験する前と後では、もう全然。ニュースに流れてくる映像なんかも、今まではスーッと流れていたんですけども、パッと見たときに、ああ、そういえばあそこに座っていたな、裁判長さんがいて、その横の横にいたなとか、思い出すようになりました。

こんなに時間ってかけてやるんだなというのは、もうこれでいいんじゃないのかなんていう感じだったんですけど、私たちの感じているものと、ちゃんと法律にのっとって、こうでこうでこうだからですよっていう、もうこんなに厚い資料もあるように、先ほどの方もおっしゃったみたいに、時間がかかることなんだな、大変なことなんだというのは思いました。

私はたまたま参加することができたんですが、中には、お仕事の関係とか御家庭の事情で出られないという方もいると思うんですけど、こういうチャンスがあれば、いろいろ大勢の方に見たり聞いたりしていただきたいなと思いました。又聞きよりも、実際に自分

が見たり聞いたりした方が分かることが多いというふうに、そう感じます。

以上です。

【裁判官】

それでは6番の方。

【6番】

6番です。裁判員裁判で、最初のときの裁判員、6人でしたっけ、6人の全員、多分素人というか、一般国民ですので、例えばこういう裁判のときには、圧倒的に被告人が悪くて、被害者がかわいそうでというような、もうそういう目線が圧倒的にすべてだったような感じに受け取れたんですが、二日目、三日目になってきて、いろいろな意見が裁判員さん同士から出るようになってきて、それで結局、合議の上、判断していくというようなところだったんですけども、裁判員裁判を終わって以来、ものの見方というのは本当に幾つもあって、単に誰が悪くて誰が被害者でという単純なものではなくて、その裏には、またその中でいろんなことを考えて、それで結果を出していかなければならないと。裁判じゃなくても仕事の上で役に立つことも、たくさん、私としては出てきたなというような思いがありました。

以上です。

【裁判官】

それでは意見交換に入らせていただきます。まず最初に、法廷における審理についてということでございます。

法廷で審理に立ち会っているとき、全体的な手続の流れは理解できましたでしょうか。今どのような手続を行っているかということ

ですけれども、いかがでしょう。

1日目は、かなり緊張していたんじゃないかと思うんですね。特に1日目の午前中は緊張されるんじゃないかと思うんですけれども、そこで次々に手続が進んでいくわけですから、そういったものについていけたかどうかと、その辺りですね。いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

【4番】

今、裁判長が言われますように、午前中とか、その日、初日の1日は事件の概要の説明を受けるわけなんですけど、私の場合は特に被告人が二人だったので、もう一人、プラス一人いるんですけど、その関係の、何と申しますか、関わり合いが、かなり時間を費やしたみたい記憶しております。

結果的に、最終的には、被告人は同じ罪だとか判定とか下されるんですけど、被告人二人のうち、片方が主導的で、片方が要するに引きずられたというふうな思いだったので、最終的には、もちろん私を含めて全員同じになりましたんですけど、そういった中で、それぞれの被告の関わり合いというのが、初日にかなり、理解するのに頭の中がこんがらかった部分もありました。

その以降、二日目、三日目になれば、おおよそ理解できていたので、法廷でもいろんな質問をさせていただいたり、スムーズに行っていたと思っております。

以上でございます。

【裁判官】

ほかの方、いかがでしょう。

【2番】

初日とかは、検察や弁護人とか証人の話がほとんどで、裁判員は聞いているだけみたいな感じだったので、なかなかそれを聞き取るというか、理解していくのが難しいかなという気持ちが一番あって、評議とかに入ると、いろいろみんなで意見を言い合えるので、それを言い合ったことで理解できたということもあったというのが、一番感じました。

以上です。

【6番】

私は全体的の審理はすごく分かりやすかったです。というのは、裁判長さんが一つ一つ、その都度解説してくださって、これはこういう意味で、こういうふうにやっていますとか、あと、一般的にはこうですけども、こういった場合はこうですということで、これは裁判員裁判の制度というのを、たまたまその裁判員のメンバーだけに解説している場面だったんですが、広く国民にこの制度を何とか浸透させたいという、裁判長さん以下皆さんの思いがあつてのことだというのは、すごく感じました。

以上です。

【裁判官】

よろしいですかね。続いてなんですが、検察官、弁護人の主張について、分かりやすさといった点ではどうだったでしょうか。

検察官、弁護人の、まず冒頭陳述の方からお伺いしましょうか。いかがでしょう。5番さん、いかがですか。

【5番】

資料も分かりやすかったですし、あとスライドというか、視覚でちゃんと見えるようなものもあつたりして、説明も、それについて

何番の何という形で御説明いただいたので、非常に分かりやすかったです。

裁判のとき、初日のときは本当に緊張してしましまして、いろいろな方の証言というか、家族の方の証言とか、何とかしてもらいたいというような、そういう感情的なものがすごく感じられたものですから、何でこんなことをしちゃったのみたいな、そういう気持ちの方が先に出てきたんですけれども、いろんな御説明自体は、よく分かりました。

【裁判官】

最初、法廷で紙が配られると思うんですよ。

【5番】

はい。

【裁判官】

何かあのときはA3でしたかね、A4でしたかね。

【5番】

そうですね。

【裁判官】

何かこういう色刷りの紙が配られたりしたと思うんですけれども、あれを冒頭陳述と呼ぶんですが、冒頭陳述は検察官、弁護人の主張なんですね。その主張と、その後始まる証拠調べの区別といったようなものは、できていたのかどうか。それからその冒頭陳述で書かれている内容の分量、それから使用している用語がどうだったか。そういった点、いかがでしょうかね。

【4番】

お隣と同じ裁判だったので、感想としては大体似たり寄ったりに

なるんだろうと思いますのですけれども、さっきの自己紹介の中で、用語が全部理解できないというところがありまして、評議室で裁判長にいろいろお伺いしたらば、これはこういうことだと的確に教えていただいたので、その後の評議には大分役に立ったということがありますし、それと今、冒頭陳述で色分けしてあるというのが、確かに白に黒文字で一色だと、なかなか分かりにくいし、そういったカラーで、もちろんいろんな資料というのは、そういった色分けで視覚的に訴えて分類するというのも、非常に分かりやすい部分だと思いますし、今後もより一層、そういった部分の理解のしやすさというものを図っていただければ、我々参加するときの理解のしやすさも当然出ていくと思いますので、大変結構だと思っております。

【裁判官】

大概の事件では、皆さんの手元には証拠は来ませんと。手元に来ている起訴状も、それから冒頭陳述メモも、これは検察官や弁護人の主張であって、証拠ではありませんと。法廷で調べたものが証拠ですというような話をさせていただいているのかなとは思いますが、けれども、あるいは言い忘れていることもあるかもしれませんが、詳細な冒頭陳述がなされていることもあるんです。最初に配られたペーパーですね。詳細な冒頭陳述がされていたこともあったと思うんですけれども、本来、心証というのは、法廷で調べた証拠に基づいて、形成することになるんですね。そういう冒陳に引っ張られて心証形成してしまったといったようなことはありませんか。いかがでしょう。

【2番】

そのときに言われたことを、すぐその場で考えちゃうみたいな、

それを鵜呑みにしちゃうじゃないですけど、その言われたとおりに、それを、何ていうんですか、そのままの言われたことを、そういうことがあったというのを全部認めちゃうじゃないですけど、そういう感じはあったと思います。

【裁判官】

冒陳も含めて心証を形成しているようなところがあるという話ですかね。

【2番】

そうですね。

【裁判官】

ほかの皆さんはいかがでしょう。

【4番】

4番です。今言われているように、当然弁護人ですから、弁護がお仕事ですから、少しでも軽くさせてあげるのがお仕事でしょうし、検察側とすれば、法に基づいて決めるということになるんでしょう。

それで弁護人の言われているときに、私の参加した裁判は、さっき被告人が二人いて、一人が主導して一人を誘い込んだと。それに乗かって犯罪を犯したということなんですが、その誘われた方は、結婚してまだ子供が小さいというのが弁護人から説明があって、ああ、かわいそうだなと思って。

量刑を決めるのは確か二日間かけてやったと思っていますが、皆さんのいろんなお話を聞くと、ああ私の考えているのは少し甘いんだなというのがありまして、最終日には皆さんと同じということにさせていただいたんですが、かわいそうだななんて思うのが、どう

も人情として出てきてしまいまして、非常にそれがまずいのかなと
なって、今でもそれは時折思うことはあって、果たしてそういう考
えが入り込んだのはどうなんだろうかということは、時折思い出す
ことは今でもあります。そんな感じでしたね。

【裁判官】

あの事件は特殊だったんですよね。事件が古くて、事件後、その
被告人たちが結婚して子供が生まれて、仕事にも就いてという感じ
で、生活を築いてしまっているという事件だったですからね。

ほかにも御意見あると思いますけど、検察官，弁護人から質問が
出ておりますので、その質問の方に移らせてください。

まず検察官，お願いします。

【検察官】

主に求刑に関して質問したいんですけれども、検察官の求刑で、
どのような量刑にすべきかというところで、今後どのように主張し
ていったらより分かりやすいのかという点について、質問したいん
ですけれども、どういうことかといいますと、求刑をする際に、こ
れまでの量刑傾向を踏まえたものとしての求刑を行うということと、
あと、そうではなくて、検察官として重いと思うべき事情を淡々と
述べて求刑を行うという場合と、いろいろやり方はあるかと思うん
ですけれども、どのようなやり方であれば分かりやすいのかという
ところで、何か経験されて考えるところがございましたら教えてく
ださい。

【裁判官】

弁護人からも同じような質問がありましたね。お願いします。

【弁護士】

今、藤嶋検察官からありました、一番最後に弁護人が、この被告人には懲役何年が相当であると、弁護人の方でも意見を述べたようなことがあったかと思えます。

その中で、その何年というのが重いのか軽いのかを判断する上で、これまでの裁判例の結果を踏まえてそういった意見が述べられたのかどうかということが、まず1点ですね。

もし仮に、今までの裁判例に触れて、この事案がこれぐらいの量刑が相当であるという意見が述べられたとした場合、それがその評議にあたって、どの程度、皆さんの心証形成に参考になったのかと。参考にならなかったとすれば、弁護人の意見、どの辺りを工夫すればよかったのかと。

こういうところをお聞かせ願えればと思います。

【裁判官】

裁判例ということでお聞きしましょうか。それとも量刑傾向ということでお聞きしましょうか。

裁判例も含む量刑傾向といったようなことで、お聞きしましょうか。

いかがでしょうか。2番さんの事件では、弁論にグラフが付いていたのを覚えていますか。

【2番】

はい。

【裁判官】

それで、犯した罪に見合う刑罰の範囲は、重くとも12年までの幅であると。

【2番】

はい。

【裁判官】

その上で、更生を考慮して懲役8年が適切だという主張がされていたと思うんですけども、どうだったでしょうか。

【2番】

そうですね。弁護側の方の最終弁論は、最大限考慮した感じの最小の刑量でやっていたと思うんですけど。

【裁判官】

検察官、弁護人は、そういう量刑傾向を踏まえて、求刑なり科刑意見なりを述べてくれた方が助かるというようにお考えになるのか。

【2番】

そうです。それは参考にはできるので、そういうふうにしてもらった方が分かりやすい感じはあります。

【6番】

6番です。もう一度、質問の解釈をしたいんですが、求刑を言うときの分かりやすさの部分はどうでしたかという。

【検察官】

そうですね。6番さんが経験された裁判員裁判のときにどういった求刑がされたかは、私、存じ上げないんですけども、これまでこういう量刑がありましたので、その中で今回の事件というのはこうなんだということを、ダイレクトじゃないにしても、それを踏まえた上での求刑を行う場合と、そうでない求刑を行う場合というの也被考えられると思うんですけど、この事件についてはこういうところが重いんです、こういうところが重いんです、だから最終的に求刑としては検察官はこう考えますという場合があると思うんですけど

ど、どのような求刑の場合の方が、裁判員の皆さんが分かりやすく、かつ評議の際に参考にしていただけるのかというところ。

【6番】

量刑傾向で、確かにそのところが一つの基準になるというのは十分承知できるところなんですけれども、でもおそらく裁判員の中には、ええ、でも、この事件に関してはこういう特殊性があるじゃないかとか、こういうようなところはどういうふうに勘案していく、多分、裁判員でも、素人なりで思うところでも、検察官、弁護士さんが思うところでも、みんな一緒の部分はあるはずじゃないかと思うんです。その事件ごとの特殊性というか。

で、そのところを、どういうふうに勘案されたのか、あるいはそういう中で、量刑傾向はこうだけれども、ここでこれぐらいのもうちょっと振り幅が生じているとかということは、確かに伺いしたかったなというか、私もそこら辺は、なかったと言ったら変ですけども。

というのは、私、すいません、すごく素人なままの発言で申し訳ないんですけども、この私の担当した事件のときに、強制わいせつは確かにあったんですけども、強制わいせつ以前に、お酒を飲んで車を運転して現場に行っているという場面があったんですね。

その場面というのは、今回の裁判はそれは関係ないことだから、全然イメージに置かないでくださいという、大体そんなふうだったんですけども、どうしても私としては最後まで引っ掛かっていたというか、何でそこで、きっとおそらく被害者の方も、それって。

被害者の方って、何でそうなったんですかと質問とかできるわけじゃないですから、その点でいけば、要するに一般のいろんな目線

を持った裁判員というか、一般国民の方から、どうも何でというような疑問に答えていただけるようなところが少しでもあったらよかったのかなというふうには、今思っております。

答えになっているかどうかはあれなんですけど、すいません。

【裁判官】

4番さん、5番さんの事件では、いわゆるグラフを示して量刑傾向を示すということはされていないんですけども、何か量刑検索の結果、こういう事案ではこういう判決がなされていますよといったような指摘を弁護人がされていると思うんですけども、そういったものが参考になったかどうか。

【5番】

後で審議するときのことは、ちょっとイメージ。控室に来て、裁判員の皆さんで、どういうふうにしようかと実際に書かなきゃならないときに、こういう事件ではこうです、こういう事件ではこうですというのでも確か説明していただいて、ああそうなんだというふうに思いまして、あのとき確か、最後の日じゃなくて、最初にちょっと考えましようというときに、その前に前科があるないとか補導されているからとか、いろいろ御意見があったんですけども、実際のいろんな犯行例みたいなものを聞かせていただいて、それと比較してじゃあ今回はどうかな、その事件のときからもう5年もたっているんだし、その間、真面目にやってきているからいいのかなとか、そういう意味では、ほかの例というのが参考になったと思います。

私たちが、言われているものに対して、果たしてこれが適切かどうかという判断は、なかなかし切れないところがありまして、そうかな、何となく多いんじゃないかとかありましたけれども。

【裁判官】

量刑傾向ということになると、大きな流れの中での相対的な位置付け、しかも幅を持って見ていこうみたいなことになっていくのかと思うんですけども、裁判例との比較ということになっていると、ピンポイントの事例を引くことになってしまうみたいなところはあ
るのかなと考えております。

続いての質問に移らせていただきます。検察官の方から写真の話があったと思うんですが、よろしくお願ひします。

【検察官】

証拠の中には、写真、様々、経験された事件の中でもあったかと思うんですけども、中には被害者がけがをしたりだとか死亡してしまったりだとかする事件の場合には、写真の中には被害者のけがの部分
を写したものだとか、亡くなってしまった被害者の遺体のけがの部分
を写した写真などが証拠請求されることもあるかと思うんですけども、そういったことについて、これは事件の中で示された経験があるかということと、その示されたことについてどのように考えられたとかということについて、お聞かせいただけたらと思
います。

【裁判官】

残念ながら、確か今日御出席の皆さんは、けがの写真とか、多分
なかった。

【5番】

いや、ありました。

【4番】

モニターにはありましたよね。

【裁判官】

ああそうですか。

【5番】

殴られた直後の、顔が腫れている。ボクシングの後みたいな感じになっているというのは、見ました。

【裁判官】

ああそうですか。実は今日は御欠席なんですけれども、1番の方が担当された事件では、被告人が被害者を包丁で刺すという場面が映った防犯ビデオを、裁判員の皆さんに見ていただいております。

強盗殺人未遂事件なんですけど、刺したのか、もみ合ったときに刺さったのかという点と、殺意があったかどうかという点が争われておりまして、被害者の方は刺されたときの様子をほとんど覚えていないということでしたので、こうした映像を見ていただくしかないということになったんですが、もちろん、これは選任手続の際に、そのような映像を見ていただくことについてはお断りして、支障のある方については申し出ていただいております。幸いこの事件、そういう申出をされた方が一人もいなかったんですけれども。

もし、そういった事件を皆さんが担当されて、包丁でまさに刺される場面といったようなものを御覧いただくことになったら、いかがでしたですかね。仮定の話ですけれども、いかがでしょう。

2番さん、お願いします。

【2番】

2番ですが、そういう実際の映像とかを見ることによって感じる部分があると思うので、そういったのはちゃんと見た方が、自分はいいと思っています。

【6番】

6番です。もう裁判員というものを引き受けた時点で、もうそういった映像を見て、映像を見るじゃなくて、事件を判断するわけですから、判断材料というか、今の裁判長さんもおっしゃるとおり、殺意があったかとかなかったとかということ冷静に判断する判断材料なんですから、それはきれいとか汚れとか、そういう映像の部分とは切り離して、それは裁判員の引き受けた責任として考えていくべきじゃないかなというふうに、私としては思います。

【裁判官】

5番さん、いかがですか。

【5番】

基本的に、個人的にですけど、ホラーとか、ああいうギャーっていうのは苦手な方で、今回の裁判、私がお受けした裁判ではそこまでひどいものはなかったですけど、実際に見る場面であったとしたら、夜、夢に出てくるといふか、後を引いちゃうかなという感じは少しありますね。やらなきゃ、見なきゃいけないとは思うんですけども、トラウマになっちゃうかなっていう気持ちが少しあります。

【裁判官】

4番さん、いかがですか。

【4番】

4番です。最近、映画とかテレビ見ても、ああいう包丁で刺すとか、あるいは、やくざ映画であれば刀で斬るとか、そういうのが若い頃は別に難く見られたんですが、この年になってくると、そういう場面を見るのが非常にこう、ある意味、怖いというふうを感じるようになりまして。

ですから、裁判員裁判ですから、どういう年齢層の方が参加されるか分からないということももちろんあるわけであって、女性、高齢の方、そういう方たちが殺人事件のその証拠写真なり、あるいは、画像なりを見るところを想像すると、かなりしんどいなという、思えることは確かです、私からこう見てね。

かといって、今、裁判長さんが言われたように、被害者が記憶がなければ、それが唯一の証拠だとすれば、それは当然見なきゃならないとは思いますが、かなりきついかたと、印象はそういうふうに思います。

【裁判官】

裁判所の方も、どうしても見ていただかなければいけないという場合に限って、そういった証拠は調べるというスタンスではおりますので、御理解いただきたいと思います。

それでは、次に評議の方に移らせていただきたいと思います。

評議で言いたいことが言えたかどうか、議論が充実していたかどうか、評議の時間の長さはどうだったか、こういった点について御意見を伺いたいと思います。

【4番】

4番です。評議に入りまして、さっき申し上げましたとおり、この傷害、強盗傷害が、途中で裁判長が言われたように、今までの例でいうとこのぐらいの刑だよということは当然言われておりましたんですが、初めてそういうふうな判断をするということになると、その人の人生を全く左右するわけですから、相当責任も感じます。

その中で、繰り返しになりますが、首謀した方とそれに引きずられた方と、その差があつていいのかなというふうなことも考えたん

です。やっぱし、小さなお子さんがいて、女房がいる、片方の首謀した方は独り身で、余りそういった責任感も持たなくてその当時はよかったのかもしれませんが、そういった家庭があるということを考えれば、少しでも情状酌量の部分にいくと、どうしても頭の中をそれがよぎってしまうということがあります。

実際の評議においては、皆さんの御意見なり、いろんな意見を言われて、一つの方向に行ったということはよかったと思いますし、まあ、その事件の内容によってのその量刑というのも初めて経験した、そういう感想があります。ありがとうございます。

【裁判官】

2番さん、お願いします。

【2番】

2番です。実際には評議の時間は一日半あったかないかぐらいだったと思うんですけど、自分的には最後、何か結構駆け足に行っちゃったかなという、時間的にも、まあ、そんなになかったような気はします。もう少し話し合う時間があってもいいかなという気は持ちました。

【裁判官】

アンケートの結果によりますと、6番さんの事件では、話しにくい雰囲気であったとの意見を述べた人が二人おいでになって、それから、評議が十分であったかどうかということについては不十分であったとの意見を述べられた方がお一人、分からないといった意見を述べた方が二人いたんですね。

私もあの事件、もう一日掛けてやるべきだったかなというように非常に反省しているんですけども、6番さん、いかがですか。

【6番】

そうですね。確かにすごく裁判長なり，裁判員にすごく気を遣ってくださって，いろんな意見を抽出しようとしてくださっていた雰囲気は伝わってきたんですけども，裁判長とか裁判の関係者は飽くまでも関係者で，国民は一般国民であるという，その溝とか温度差は最後まで埋まらなかったんだというのが，正直，印象です。

審議の中で，もう裁判員に気を遣っている部分と，それから，もうそれはプロと裁判員としてという切り替わり具合で，その切り替わったときに，どうもその裁判員の中に，これ以上言ってももう話は切り替わらないんだとか，幾らこれで聞いていっても，先ほどの判例がこういうふうだからとか，こういう場面がこういうふうに，もう考え方だからということで，もう，じゃあ，これはもうプロの方がもうこの後，進めていってもらえればいいんだというふうなモードに裁判員の方も切り替わってきたという，そういう何か流れはあったような気はします。

【裁判官】

5番さん，いかがですか。

【5番】

はい。評議の時間と，あと，雰囲気としては割と話せる，話し合える雰囲気です，誰が多くとか誰が少なくとかがなく，みんな均等に，これはこうじゃないのかなとか，何でこの二人だけ罰せられて，この人だって悪いじゃないかとか，いろいろな御意見が出て，子供さんがいるのにねとか，すごく充実した話合いだったと思います。

【裁判官】

時間はいかがだったですか。

【5番】

時間はちょうどよかったと思います。むしろ、もっと短くてもいい。

【裁判官】

そうですか。

【5番】

はい、感じでした。

【裁判官】

4番さん、いかがですか。

【4番】

4番です。私はちょうどよかったかなと思っていますよ。ええ。今、お隣の方が言われたように、和気あいあいというのは適当な表現じゃないけども、そういう感じで、結構それぞれ御自分の考えていることを言われましたし、最後には一つの方向性が決まったんで、よかったなと思っています。ありがとうございます。

【裁判官】

それでは、守秘義務の問題について話を進めたいと思います。

皆さん、私の方から守秘義務の説明をさせていただいておりますが、実際に裁判員を経験してみて、守秘義務の必要性や、あるいは、守秘義務を負担に感じるかどうかといった点について御意見を伺えればと思います。どなたからでも結構ですが。2番さん、お願いします。

【2番】

2番です。そういう守秘義務というのは必要だと思っています。

自分の場合も強姦事件という、まあ、若い人のこともありますし、そういったいろいろなこれからのこともあるので、そういったことは必要だと思って。それは自分としては負担に感じるかといったら、そこまでは感じないんですけど、そういう必要性という部分でとらえて、負担には思っていないです。

【裁判官】

ほかの皆さん、いかがでしょうか。6番さん。

【6番】

6番です。私も今の2番さん同様に、守秘義務は必要です。これは普通に考えても、裁判、どちらかといえば、こういう部外者がいて、いろんなほんとは、関係者がいてというようなことであれば、もう絶対だと思います。

ただ、私もそのときにいろいろ、どこまで話していいですかといったら変ですけども、人に聞かれることがあるかもしれないので、そのときにはどうしたらいいですかって質問をさせていただいたときに丁寧に教えてくださって、ここまではいいけど、こういうところは駄目だよとかと、あと、ブログとかそういうことの規約なんかも教えてくださったんで、ルールだけちゃんとそこは明確にして、逆に私なんかもどちらかといえば、聞かれたところは、これから先、裁判員になる方なんかももしかしたらいるかもしれないので、話せるべきところは共感して話もしたいなというような部分もあったので、ルールはほんとにわきまえるということで。そこをちゃんと考えていけば、守秘義務が負担になるということも決してないと思います。

【裁判官】

それでは、5番の方、いかがですか。

【5番】

はい。必要だと思います。今、もう個人情報の時代ですし、私自身がこの裁判員になりましたよというのは、仕事の関係とか家族の関係で行かせてもらいますという話はしましたけれども、その内容については新聞で発表されるようなものとか、そこまで、こんなことを審議してこんなことをやってとかということは細かいことは言いませんでした。

体験される方がもし近くにいて、どんなだったって聞かれたら、こういう何日間行ってこんな内容でしたという事務的なことはお話ししますが、内容についてはする必要は余りないかなと思います。負担には余り思っていないです。

【4番】

4番です。今、お三方が言われたとおりで、守秘義務は必要だと思いますし、それを負担に感じるということはありません。

この裁判が比較的軽微、軽微というか、軽いものであって、そういうふうを感じるのかもしれませんが、いずれにしても守秘義務は必要でしょうし、負担にも感じておりませんでした。今も感じておりません。

【裁判官】

検察官、弁護士、ほかに質問はございませんか。

【検察官】

証拠調べの方法についてお聞きしたいんですけども、証拠の中にはいろいろ、実況見分調書だとか、場所がどういうものだったかという証拠だとか、あと、写真撮影報告書だとか、現場の写真はこ

う、現場はこういう状況でしたよというものだとか、そういったもののほかに、あと、関係者の供述調書というものもあったかと思えます。

そのほかには、証人尋問、関係者から、被害者なりその事件をよく知る人から、実際にその裁判でお話をいただく、話していただくという証人尋問という証拠調べ、あったかと思えます。

証人尋問だけではなくて、関係者の供述調書だとかについて、供述調書を朗読することによって証拠調べを行った部分もあるんじゃないかとは思いますが、そういった証拠調べの方法とその証人尋問を行った場合のその分かりやすさといったところで、どのような感想を持たれたかというところをお聞かせいただければと思います。

【裁判官】

主要な部分については証人尋問でやって、その周辺部分については供述調書でやると。それはどうかといったような質問ですね。

【検察官】

まあ、そういうことですが、そもそも供述調書を朗読したときに、その内容について理解していただけたかというところもちょっと。

【裁判官】

もう少し端的にお聞きして、証人尋問と供述調書の朗読、どちらが分かりやすいか、こういう形でお聞きしましょうか。どうですか。

【2番】

そうですね、証人尋問の方が、本人がいるんで直接聞けるという部分があったんで、分かりやすいというのはあると思います。

【裁判官】

ほかの皆さん，いかがですか。

【6番】

6番です。私，どちらということもなく，両方ちゃんと理解，一生懸命しようと思って，聞けば。なので，ただ，その後，質問もできた，できるわけですよ。その分からなければ質問すればいいかなと思って，逆に聞いて，ああ，じゃあ，こことこことここを聞きたいということをチェックしながらいたものですから，それほど，うんと困難だったということはなかったというふうに思っております。

【裁判官】

証人だとその証人に質問できるんですけども，調書だと質問できないんですけども。

【6番】

そうだと，その場で。

【裁判官】

その場で，はい。

【6番】

そうですね。何か後で聞いたような気がしてたからあれだったんで。その場では確かにそうですね。ええ。

そうですね，そう考えると，調書だけでは不安なというか，まだ少し解釈に戸惑うところは確かにあったかもしれないです。

【裁判官】

4番さん，5番さん，いかがでしょうか。

【5番】

証人尋問の方が分かりやすかったかなと思います。すごい緊張感
はありました。

【4番】

4番です。その供述調書を説明されるというその文面を見ながら、
想像で一生懸命理解しようとするんですが、なかなか追いついてい
かないというのが現実でした。証人に対しても、尋問その他は、当
然、本人がいらっしゃるし、いますし、普通の言葉のやり取りです
から、理解できました。そんな感想でしたね。

【裁判官】

弁護士、被告人質問その他で分かりやすい尋問、わかりにくい尋
問、それはよろしいですか。じゃあ、お願いします。

【弁護士】

この事件をよく知る証人ですとか、あと、被告人本人に弁護士が
質問をして、それに対してその証人、被告人が答えるという場面が
あったかと思うんですけども、その際、弁護人の意図が伝わる、
どういう意図でその質問をしているのかとか、そういう意図につい
て分かりにくさを感じたことがあったのか、もしその分かりにくい
という部分があったのであれば、何かこういう工夫があれば、こち
らは分かりやすく感じたのという部分がありましたら、お聞かせ
願えますか。

【裁判官】

どなたからでも、お願いします。6番さん。

【6番】

6番です。申し訳ないですが、弁護士さんの質問の意図まではく
み取れませんでした。うん。要するに、弁護士、ただ、もうちょっ

と、要するに弁護人というのはその被告人の立場でもう少しその量刑とか情状酌量ができないかというところがあるかもしれない。でも、そこでそういう思いはある。

何ていうのかな、すごくもう全体にこれは言えることなんですけど、裁判というのは淡々と進んでいくんだなという感じで、そこで、もしその意図をくむときとかというのは何か若干の感情というか、言語的な部分じゃない、もうちょっと何か非言語というか準言語的などこか言葉の雰囲気とかというのがあるのかどうか、結構どの検察官さんも弁護士さんも裁判長も淡々と、ほんとに言語に近い言語という形で話をされていったので、そのそこら辺の意図までは、くみ取るというか聞き取ることは私はできなかったです。

【裁判官】

2番さん。

【2番】

2番です。結構意図的には感じられたと思うんですけど、そういうふうな量刑を少なくしようという感じが強過ぎて、それが、それじゃいけないんですけど、そういうふうな感情が入っちゃうというか、少なく、最低限少ない刑にしようという感じの意図が感じ過ぎちゃって、そこをどう考えたらいいのかなというのがありました。

【裁判官】

2番さんの事件では、アンケートの中に、証人や被告人の話す内容が分かりにくかったという御意見の方が散見されたんですけども、どんなだったですか。そんな感想はありませんか。

【2番】

自分はちょっと。

【裁判官】

4番さん、5番さん、いかがでしょうか。

【4番】

焦点がぼけるんですが、その弁護人さんの述べられていることがとうとうと長いお話なので、だんだん、その焦点がぼけてきました。

当然、弁護する側ですから、今言われたように、少しでも軽くしてあげようというのが趣旨ですから、いろいろな説明をされて、裁判員の参加されている方にいい話を、印象を与えようと、そういうことはよく分かるんですが、非常にこう、そのときの記憶も今思い出して、読んでいる皆さん、かなり長かったなというふうな印象は現在も持っています。

ですから、焦点が何かよくだんだん分からなくなってくるということはあったような記憶をしております。

【裁判官】

続いて、更問ございますか。

【弁護士】

先ほど、最後に弁護人が量刑意見を述べる機会があったという話があったんですけれども、それは結局、参考になったのか、なっていないのかということをお聞かせ願いたいと思います。

【2番】

量刑に関しては参考にはなったと思います。

【6番】

6番です。量刑意見というのは、求刑の後ですよ。ええ。そうですね、それで、例えば、ごめんなさい、例えば求刑というのは弁護士さんがこういう求刑でという。

【弁護士】

検察官がこの被告人には懲役何年が相当ですと言った後に……。

【6番】

後に。

【弁護士】

弁護人が、これぐらいですよと言う、そういう。

【6番】

そうですね。それについてはこうだからという意見。それはちよ
うど私が関わっていたその強制わいせつのあれですけども、執行
猶予付きか付かないかということで、検察が実刑を求めたときに、
弁護人さんが、いやいや、執行猶予にしましょう……。

【弁護士】

そう。

【6番】

そのときに執行猶予にする意味はというところのところですね。

【弁護士】

はい。

【6番】

そのときに、たしか、リハビリテーションじゃないけど、そうい
った更生とかしたりとか医療機関にかかったりとかして、その道筋
はあるんじゃないかとかって、結構そこら辺はいろいろ何かその
先々のプランといいますか、この方が更生するためにはこういう、
こうで、こうでというところに関しては、あ、なるほどな、そうい
う考え方もあるなという感じには思いました。

【裁判官】

4番さん、5番さん、いかがでしょうか。

【4番】

4番です。結果的に参加した裁判では、弁護士さんとしては懲役3年、執行猶予3年ということだったが、結果的には執行猶予が5年というふうな結論に至ったかと思って、たしかそうだと思いますけども。

その求刑なり判決なりというのが、もちろん今までの判例の中でおおよそ決まっていくなだろうと思いますが、例えば、ぶん殴って10万円取ったのと、ぶん殴って1,000万円取ったのではその差というのはどのくらいあるのかということも余りよく分からないし、もちろんそれは殺人なんでもっての外であるから、その額によって相当な開きが出てくるのかな。その辺がよく分かりませんが、今回の求刑ではいろいろその裁判員の中でそういった求刑、じゃない、弁護士さんの3年、3年というのに関わる、若干の参考にはなってますけども、余りそれを意識の中に入れなくて決まったような記憶はあります。

【裁判官】

裁判員経験者の皆さんから、裁判官、検察官、弁護人に望むこと、これからの裁判員になられる方へのメッセージを一言お願いしたいと思います。

2番さんから行きましょうか。

【2番】

2番です。そうですね。それぞれの立場があるからこそその意見があると思うんで、それをそれぞれの方が分かりやすく言ってもらえれば、いろいろな自分の中で裁判員としての考え方ができると思う

んで、そういうところを分かりやすくじゃないですけど、伝えてほしいなというのがあります。

これから裁判員になられる方というのは、こういうことはなかなかできないと思うんで、いろいろな事情はあるだろうけど、なるべく積極的に参加してもらった方がいいと思います。

【裁判官】

ありがとうございます。それでは、4番の方。

【4番】

4番です。今回の別件、別なことになりますが、衆議院選挙で最高裁の判事を辞めさせる、辞めさせないというふうな、ありますけども、あれは何のためにあるのか、全然理解できないし、その人がどういうことをしているのかも分からないので、あれは意味があるのか、ないのか、私にしてみれば全く意味がないというふうに思えるんです。まあ、そう言っては申し訳ないんですけども、感想としてはそういうことなんです。

それで、今回、今回といっても24年3月にこの裁判員裁判に参加していただいて、検察官、それから、弁護士さん、それから、裁判官、裁判長、大変な思いで公平にそれぞれ事件の内容を踏まえて、その三者で闘って一つの判決ということを出す、全く大変なお仕事だと思いますし、これから裁判員になられる方が、それでもこういったことに参加されて、世の中の裁判の流れというものを理解して、少しでも、かっこよく言えば、事件が少なくなる方向に行けばいいなというふうに思います。

何か私が子供の頃はこんなのがなかったような気がするんですけども、最近は目を開ければ、どっかで人が殺されたとか、まあ、子供

が親を殺したとか、最近は大危険ドラッグで非常に危険な運転をされて人をひき殺すというのがもう目に見えて、全く怖い世の中になったような印象を受けています。

そんな感じですね。

【裁判官】

ありがとうございます。

それでは、5番さん、お願いします。

【5番】

はい。まず、裁判長さんはじめ、今回のこういった事件に関わっている方々のお仕事というのを、ほんの少しですけど、かいま見ることができまして、勉強というか、学生時代に社会で習った、そういうようなものとは違って、非常に肌で感じられてよかったなと思います。

引き続き、裁判員、一般市民である私たちに分かりやすい御説明もいただけたので、このようなことを引き続き頑張っていたきたいと思いますとともに、チャンスがあったら、皆さん、ぜひ参加させていただけるといいなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

【裁判官】

それでは、6番さん、お願いします。

【6番】

6番です、すいません。裁判長、すいません、逆に、私、もう一回、検察官さんとか、それから、質問したいことがあるんですが、それは駄目ですかね。1点聞きたい。

【裁判官】

どうぞ。

【6番】

いいですか。もちろん裁判長も含めてなんですが。裁判員がいる裁判と一般の裁判って意識が違うかというところをお伺いしたいなと。裁判員裁判と、通常の裁判員がいない裁判とでは、気持ちが違うとか、ギャラリーがいるから違うとかといういろんなことがあるかもしれない。あるいは、裁判員に配慮しているかとか、それはそんなにしないでなくて、淡々といつもどおりのお仕事をしているのかというところをお伺いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

【裁判官】

田上先生。

【弁護士】

私個人の見解としましては、もう全く違うものだと思っております。一番気を遣うのはその言葉の部分でして、法律用語をなるべくかみ砕く、そういう作業をまずしなきゃいけないくて、果たしてそのかみ砕いた言葉がほんとに分かりやすい言葉なのかどうなのか、そこに一番気を使います。

あと、その証人尋問ですとか被告人質問の際、なるべくその質問の意図が相手に伝わるように質問の構成は工夫するようにするなど、通常の裁判とは全く違う感覚で、裁判員裁判については臨んでいるという意識ではおります。

【裁判官】

藤嶋検察官，お願いします。

【検察官】

検察官としましても、普通の、裁判員裁判でない裁判とその裁判

員裁判というのは、必要とされる準備が違うものですから、通常の裁判では裁判員裁判のときにお配りしたようなその色刷りのカラーのメモみたいなものは作っていないところもありまして、そういった点からは準備が普通の裁判よりは時間が掛かるかなと思っております。

【裁判官】

ありがとうございました。

格好を付けるわけではないんですけども、私は基本的に変わらないかなという感じがしています。公平で公正で間違いのない裁判をするということでは、基本的なスタンスは変わらないかなという感じはしております。

もちろん、技術的な面、それから、手間、そういった面でいろいろ違いはあるんですけども、何ていうんですかね、まあ、そういう基本的なところでは変わるところはないという感じはしております。

【6番】

どうも大変ありがとうございました。

あと、これから裁判員さんになる方へのメッセージというところで、今、私も勇気を持って質問したんですけども、たくさん質問した方がいいんじゃないかなというふうに思い、この際ですから、いろんな、なかなか検察官の方、弁護士さんの方、裁判長さんを目の前にしてするということがまずないですから、ほんとに疑問とか。ほんとに私、4日間の裁判を通して、裁判長さんというか裁判に関わる人って本当はすごく優しい方なのだとよく分かりましたので、ええ、ほんとにいろんなことで聞いても、嫌な顔は絶対しないはずですので、どんどん質問するべきじゃないかなというふうに思いま

す。

ありがとうございました。

【裁判官】

どうもありがとうございました。

【司会者】

ほんとに今日は、裁判員経験者の方から貴重な意見をお伺いさせていただきまして、ありがとうございました。

冒頭申し上げましたとおり、5年が経過したわけでありまして、おおむね順調に運営されているというのが法曹三者、要するに、自分たち側での評価でもありますし、今日お話を伺っていても、そうなんだろうと思います。

ただ、まだ5年であります。国民の司法参加という新しい制度が始まって、5年たったようではあるんですけども、まだ5年です。お耳にされたこともあると思いますけども、同じような民事の、あるいは、家事の国民の司法参加というので調停委員、これはもう90年を越える歴史を今持っています。私どもとしては、この裁判員制度というのをこのまま順調にといいますか、すくすくといいますか、育ててまいりたいというふうに思っております。

法曹三者に望むこと、あるいは、これから裁判員になられる方へのメッセージを今お伺いしたんですけども、今日のお話を伺っていると、まあまあだとは思いますが、何か最後に、次に裁判員になられる方がより分かりやすく裁判に臨めるようにするために、もう一工夫何か、裁判所でもいいですし、検察官でもいいですし、弁護士でもいいんですけども、何かもう一言何かこの点だけはというようなことがありましたらお伺いできればと思いますし、もうさ

つきもう言い尽くしたということであればもう結構だとは思いますが、すけども、何か一言。

今のままでいいというのはそういうことなのかもしれませんが、もう一声といいますか、もう一息、この点はこんなふうになっていたら、次の裁判員チームはもう少しより分かりやすく審理に臨める、あるいは、評議に臨めるというような何か御意見があったら、最後にお聞かせいただければと思うんですが、どんなでしょうか。

【4番】

4番です。どちらにしても、当日にならないと何が何だか分からないというのがまずそれはあるわけですから、それを急いで理解しなきゃならないというのが一番大変だろうと思います。簡単に言えば、そういうことです。

【裁判官】

初日が大事ですかね。

【司会者】

今、あれですかね、選任手続の日と第1回公判の日とは別の日にするという運用の方がもう今、一般的になってきた。

【裁判官】

どうでしょう。都市部では同じかなと思いますけど。

【司会者】

金曜日なら金曜日に選任をされて、ああ、自分はこの事件を担当することになったなということで、週末またいで、月曜日とか火曜日から始まるというふうで、少し何か、あ、こんな事件の裁判員になるんだなということで週末を過ごすということが少しぐらい、今のお話からして。そんなんでは、まだ全然・・・。

【4番】

そんなんではないですね。

【司会者】

全然。

【4番】

表題は通知が来るわけですよ。ところが、中身というのは全然分からないわけですよ、蓋を開けてみないと、それこそ。

【裁判官】

初日の午前中がね。

【司会者】

結構圧縮されている。

【裁判官】

圧縮されているんですよ。あの辺りがね、緊張もされている上に圧縮されているのでね。あの辺りが大変なのかなという感じがしますね。

【4番】

さっきも言いましたように、まず、そういう用語を理解するのが。裁判員裁判は、言われたように、相当かみ砕いて書かれているから、まあまあいいんでしょうけども、中身の理解というのが大変でしたね。

【裁判官】

あと、何かございましたか。

【司会者】

ほかの方、2番さん、6番さん。

【6番】

初日だとオリエンテーションみたいなものが大事で、それと、あと、本当に多くの裁判員さんは、結局、先ほど、学生、生徒の頃に社会科で習ったぐらいの知識しかほんとにないので、まず一からそこをおさらいじゃないけど、これから始まることについて、何かちよつとした・・・。

DVDの中身は大体その裁判員裁判については特化して、こういうふうの流れになりますというのは分かるんですけども、実際来てみるのではもう大違いで、話し合う中身とか、こうなっていく、それこそ初めて見る書類ばかりなので、何かもう一回さらっと、こういう書類が出てきますよ的などころは最初に伺いできた方がよかつたかなという感じがします。

【裁判官】

ありがとうございます。じゃあ、2番さん。

【2番】

初日がずっとほぼ法廷の方で聞いている部分が多いんで、そういった時間的なこともあるんでしょうけど、その聞くだけじゃなくて、もうちょっと理解できるような時間があれば、もうちょっと分かりやすいかなという。ずっと聞いているだけじゃ、なかなか理解するのが難しいと思うんで、そういう合間、合間に、質問じゃないですけど、少しでも理解できるような感じの時間があればなどは思いました。

【4番】

もう一つよろしいですか。4番です。皆さん、大体考えていることは同じのようなんですけど、こういうことはできないと思いますけども、事前に名前とか場所とか、そういうのを全部伏せた状態で、

こんな事件だよということはこれは通知はできないんですかね。

【裁判官】

呼び出しの頃ですか。

【4番】

そうです。

【裁判官】

それは難しいかもしれませんね。

【4番】

やはりね。分かりました。

【裁判官】

それでは、本日はどうもありがとうございました。貴重な御意見をお伺いしました。今後ともまた参考にさせていただこうと思っております。

どうもありがとうございました。

【司会者】

ありがとうございました。

以 上